

電子証明書の更新とマイナ保険証



【相談要旨】

マイナンバーカードの電子証明書の更新が有効期限までにできない場合、マイナ保険証は使えなくなるのですか。

【回答】

マイナンバーカードには、2種類の有効期限があります。カード本体の有効期限と IC チップに搭載された電子証明書の有効期限です。

それぞれの有効期限は、カード本体は発行から 10 回目の誕生日まで（18 歳以上の場合）、電子証明書は5回目の誕生日までとされています。

電子証明書は、本人であることを電子的に証明するもので、有効期限が切れると、住民票等のコンビニ交付やマイナポータルへのログインなどができなくなりますが、マイナ保険証については、例外的に有効期限経過後も、3か月間利用することができます。

ただし、マイナ保険証には、患者本人が同意すれば、医療機関等が過去の診療情報や薬剤情報の結果にアクセスすることができる機能がありますが、こうした機能は使えなくなります。

電子証明書の更新手続きが行われなまま3か月が経過するとマイナ保険証として利用できなくなります。

その場合、加入している医療保険者が発行する資格確認書を利用して医療を受けることができますが、資格確認書を受け取るまでに時間を要することもあるので、速やかな更新をおすすめします。

【一口メモ】

電子証明書の更新は、有効期限の3か月前の翌日から可能です。有効期限の2~3か月前をめぐりに、地方公共団体情報システム機構から有効期限通知書が送付されます。

更新の手続きは、市町村の窓口で行う必要があり、申請から更新まで一定の期間を要することもあるため、お早めに手続きをお願いします。

(令和8年4月6日 日本海新聞掲載)